# 参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年2月6日

近畿地方整備局

近畿幹線道路調査事務所長 福岡 彰三

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

## 1.該当招請の主旨

本業務は、淀川左岸線延伸部等の関西の都市部道路における整備の考え方や整備スキームについて、 経済学見地から見た必要性・整備効果の検討を加えて、事業手法の検討を実施するものである。

本業務にあたっては、学界・産業界協同の下に国家及び地域の政策課題等の社会経済をめぐる諸問題の調査研究や、日本経済のマクロ分析、関西地域経済の分析モデルの開発等の実証的・理論的な経済分析などによる、関西地域経済に関する調査研究を数多く行い、専門的な知識や豊富な経験を有しているとともに、学界・経済界の知見を踏まえた分析の実績とその能力が必要であることから(財)関西社会経済研究所(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該公益法人以外の者で、下記の応募用件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

### 2.業務概要

- (1)業務名 平成19年度関西都市部道路の整備手法等調査検討業務
- (2) 業務内容 1)都市部道路の整備手法の検討
  - 2)淀川左岸線延伸部整備における効果の検討
  - 3)淀川左岸線延伸部の事業スキームの構築及び試算等
  - 4)事業推進のための資料作成
- (3) 履行期限 平成20年3月10日

## 3.業務目的

本業務は、淀川左岸線延伸部等の関西の都市部道路における整備の考え方や整備スキームについて、 経済学見地から見た必要性・整備効果の検討を加えて、事業手法の検討を実施するものである。

事業手法の検討にあたっては、都市部をめぐる様々な経済問題等の社会経済的要因、環境、問題点を踏まえたうえで、「都市部ならでは」の要因を探りつつ、関西圏の地域特性、都市部道路の効用、新たな都市部道路整備の考え方並びに整備スキームを学界、産業界の知見・意見を取り入れながら検討する。更に、検討を実施した事業手法について、試算等を実施する。

#### 4.応募要件

# (1) 基本的要件

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない 者であること。

近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成17・18年度土木関係コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けているとともに、平成19年度4月1日より資格が有効となる近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っていること。近畿地方整備局長から、指名停止を受けている期間中でないこと。

## (2)技術力に関する要件

本業務は、専門家(経済界、学界等)の知見を取り入れながら検討を実施しており、産業界・ 学界・官界における深い知識が必要なため、以下の 及び を満たすものとする。

学界、産業界協同の下に内外の経済問題、経済政策、地域開発及び産業活性化などに関する研究調査の実績が数多くあること。

関係省庁、地方自治体等からの関連業務に関する実績が数多くあること。

## (3)業務実績に関する要件

以下の及びを満たすものとする。

平成 13 年度以降において研究発表会等で公表している調査研究で30件以上の公表実績があること。但し、以下の内容に限る

- 1)道路整備に関する事業手法及び経済波及効果に関する調査研究
- 2) 内外の経済問題、経済政策、地域開発及び産業活性化などに関する調査研究 平成 13 年度以降において完了し引き渡しが済んでいる業務で30件以上の同種業務または 類似業務の実績を有していること。
  - 1)同種業務:道路整備に関する事業手法の検討及び経済波及効果の検討業務
  - 2)類似業務:内外の経済問題、経済政策、地域開発及び産業活性化などに関する研 究調査業務
- (4) 配置予定技術者に対する資格要件及び業務実績等は、以下のとおりとする。
  - ・ 配置予定技術者の資格

管理技術者及び担当技術者

- ア)技術士(総合技術監理部門:建設部門に関係する科目に限る)。
- ィ)技術士(建設部門に限る。)で平成12年度以前の試験合格者。
- ゥ)技術士(建設部門に限る。)で平成13年度以降の試験合格者の場合には、7年以上 の実務経験を有する者。
- $\pm$ ) R C C M
- ォ)国土交通大臣認定者
- カ)上記ァ~ゥと同等の能力と経験を有する者

以上の資格を有する者とする。なお、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属す る技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通 大臣認定(総合政策局建設振興課)を受けている必要がある。

なお、参加意思確認書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加意思確認書を提出することができるが、この場合、参加意思確認書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには選定通知の日までに

大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。選定通知の日は平成19年2月28日(水)を予定する。

・ 配置予定技術者に必要とされる同種業務、類似業務の実績

配置予定技術者は、下記に示される同種業務、類似業務について、元請けとして平成13年度以降に完了し引渡しが済んでいる業務で、1件以上の受注実績を有さなければならない。

同種業務:関係省庁及び地方自治体が発注者である道路整備に関する事業手法の検討

及び経済波及効果の検討業務

類似業務:関係省庁及び地方自治体が発注者である内外の経済問題、経済政策、地域

開発及び産業活性化などに関する研究調査業務

## 5.手続等

(1) 担当部局

〒553-0005 大阪府大阪市福島区野田5丁目17-22

国土交通省近畿地方整備局 近畿幹線道路調查事務所 総務課 総務係

(2) 説明書の交付機関、場所及び方法

平成19年2月6日から平成19年2月25日まで

(土、日曜日および祭日は除く。交付時間は、9時30分から16時30分まで)

(1)に同じ

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成19年2月26日16時30分 (1)に同じ。持参、郵送(書留郵便に限る。)または電送(事前に担当部局へ連絡を入れること)すること。

## 6.その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨:日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口:5.(1)に同じ
- (3) 当該応募者に対してプロポーザル方式の技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限: 平成19年3月14日16時30分
- (4) 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成17・18年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない場合も、5.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選任された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。